

議案第107号

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公務員法の一部改正に伴い、水道局企業職員のうち定年前再任用短時間勤務職員の給与の種類及び基準を定める等の必要があるによる。

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年福岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第8条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第20条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の3及び第15条の規定は、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年福岡市条例第 号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。